

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

○ 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……

告示

- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同) ……
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同) ……

告示

東京都告示第八百三十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月十八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東五反田二丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン、シアン化合物、一・二・ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年七月十八日

東京都多摩建築指導事務局長

名取 伸明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 住所及び氏名

小平市小川町一丁目九百十八番四十三、同番六十三、九百二十番二、九百二十九番二、東大和市向原六丁目九百三十八番地の二明恵ビル一階 株式会社住健プランニング

同番三、九百三十番一、同番三、同番五、同番二十二及び同番二十三 代表取締役 中澤 清

西東京市向台町五丁目千五百四十六番四及び同番五 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和五年七月十八日

東京都知事 小池百合子

- 一 店舗名 (仮称) 東池袋一丁目計画
- 二 店舗所在地 豊島区東池袋一丁目十三番地七ほか
- 三 設置者名 住友商事株式会社ほか一名
- 四 店舗面積の合計 令和五年六月二日 千平方メートル以下となる日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年七月十八日

<p>一 店舗名 町田忠生ショッピングセンター305</p> <p>二 店舗所在地 町田市木曽西二丁目十七番二十一号</p> <p>三 設置者名 株式会社尚山堂</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 町田市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和五年六月三十日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年七月十八日から同年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和五年七月十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>(一)ア 店舗名 (仮称)新小岩駅南口駅ビル</p> <p>イ 店舗所在地 葛飾区新小岩一丁目六百十八番地三ほか</p> <p>ウ 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p>	<p>(二)ア 店舗名 (仮称)練馬中村南第二ビル</p> <p>イ 店舗所在地 練馬区中村南三丁目二十番二号ほか</p> <p>ウ 設置者名 中村隆商事株式会社</p> <p>(三)ア 店舗名 中村ビル</p> <p>イ 店舗所在地 練馬区中村南三丁目十六番十号</p> <p>ウ 設置者名 中村隆商事株式会社</p> <p>(四)ア 店舗名 玉川高島屋ショッピングセンター</p> <p>イ 店舗所在地 世田谷区玉川三丁目十七番一号</p> <p>ウ 設置者名 東神開発株式会社ほか二名</p> <p>(五)ア 店舗名 小岩ステーションセンター</p> <p>イ 店舗所在地 江戸川区南小岩七丁目二十四番十五号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ジェイアール東日本都市開発</p> <p>(六)ア 店舗名 テルミナ2</p> <p>イ 店舗所在地 墨田区錦糸一丁目二番四十七号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社錦糸町ステーションビル</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要 一(一)から(六)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。</p> <p>イ 意見の通知日 令和五年七月三日</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>四 縦覧期間 令和五年七月十八日から令和五年八月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
--	--	---

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

